		⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えダイズの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該ダイズの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 ⑷　隔離ほ場周辺には、花粉の飛散を防止するために防風網を設置している。また、播種時には防鳥網を設置する。 2　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えダイズ及び比較対照のダイズ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えダイズを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該ダイズが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えダイズの栽培終了後は、当該ダイズ及び比較対照のダイズを隔離ほ場内にすき込む等により確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えダイズが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸に掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　別に定めるモニタリング実施計画書に基づき、モニタリングを実施する。 ⑻　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　09―46Ｐ―0012

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長　佐治　信忠 大阪府大阪市北区堂島浜二丁目１番40号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション（*F3'5'H*, *DFR*, *sur*B, *Dianthus caryophyllus* L.）(19907, OECD UI : IFD―19907―９)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：岡山県津山市福田下字千代芝387番地２ 名　　称：日本植生株式会社　津山美咲ほ場内隔離ほ場 使用期間：承認日から平成24年12月31日まで
	1　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えカーネーションの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該カーネーションの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 ⑷　隔離ほ場周辺には、防風林を設置している。 2　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えカーネーション及び比較対照のカーネーション以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えカーネーションを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該カーネーションが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管をする場合を除き、本遺伝子組換えカーネーションの栽培終了後は、当該カーネーション及び比較対照のカーネーションを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えカーネーションが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

○国土交通省告示第九百八十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年九月七日

国土交通大臣　金子　一義

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十五年四月二十三日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　〈第一工区〉愛媛県今治市矢田字管ヶ谷、字大池奥、字六反地、字大坪、字平山、字松川及び字長尾の各一部、小泉二丁目の一部、別名字成ルノ谷、字成ノ谷、字寺谷及び字端谷の各一部、高橋字徳蔵寺の全部、高橋字佐夜ノ谷、字向、字貞、字向谷、字板敷、字山崎及び字岡寺の各一部　〈第二工区〉愛媛県今治市矢田字田字大坪、字大原下及び字長尾の各一部、高橋字山崎の全部、高橋字貞、字仏師、字岡ノ端、字山岸、字向谷、字板敷、字山崎及び字岡寺の各一部

四　土地区画整理事業の名称　今治広域都市計画事業今治新都市第一地区土地区画整理事業

五　事務所の所在地　愛媛県今治市共栄町二丁目二番一号

六　事業計画の認可の年月日　平成十五年四月二十三日